

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成20年6月5日(2008.6.5)

【公表番号】特表2007-535452(P2007-535452A)

【公表日】平成19年12月6日(2007.12.6)

【年通号数】公開・登録公報2007-047

【出願番号】特願2007-510775(P2007-510775)

【国際特許分類】

B 6 5 D 33/24 (2006.01)

B 6 5 D 33/00 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 33/24

B 6 5 D 33/00

Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月10日(2008.4.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

開口部と、ヘムフラップを形成するヘムシールとを含むコンテナ部であって、前記ヘムフラップがタイファスナーを与えるよう幾何学的パターンで切断されている、ところのコンテナ部を備え、

前記コンテナ部は2つの対向する側壁を含み、それぞれが、タイバッグのコンテナ部及び開口部を形成するよう、連結されてその周囲を構成し、

前記側壁は一対の対向側及び前記対向側を橋渡しする底面に沿って互いに連結され、各側壁の頂部は、ヘムフラップを形成するよう、前記底面方向に折り曲げられ、かつ、ヘムシールによってそれぞれの側壁に結合され、

ヘムフラップの幾何学的パターンはバイトにより結合された一対のタイファスナーを含み、

側壁の頂部が底面方向に折り曲げられたとき、ヘムシールがバイトの下側に配置される

ことを特徴とするタイバッグ。

【請求項2】

前記幾何学的パターンはサイン曲線パターンである、
ことを特徴とする請求項1記載のタイバッグ。

【請求項3】

前記ヘムシールは前記タイバッグの開口部でヘムを形成する、
ことを特徴とする請求項1記載のタイバッグ。

【請求項4】

さらに、前記側壁の対向側においてヘムを閉止する一対の第2ヘムシールを備えた、
ことを特徴とする請求項3記載のタイバッグ。

【請求項5】

前記第2ヘムシールは幅が約1/4インチである、
ことを特徴とする請求項4記載のタイバッグ。

【請求項6】

開口部と、ヘムフラップを形成するヘムシールとを含むコンテナ部であって、前記ヘムフラップがタイファスナーを与えるよう幾何学的パターンで切断されている、ところのコンテナ部を備え、

前記コンテナ部は2つの対向する側壁を含み、それぞれが、タイバッグのコンテナ部及び開口部を形成するよう、連結されてその周囲を構成し、

前記側壁は一対の対向側及び前記対向側を橋渡しする底面に沿って互いに連結され、各側壁の頂部は、ヘムフラップを形成するよう、前記底面方向に折り曲げられ、かつ、ヘムシールによってそれぞれの側壁に結合され、

前記ヘムフラップの幾何学的パターンは、バイトにより連結された一対のタイファスナーを含み、

前記側壁の頂部がボトム方向に折り曲げられたとき、ヘムシールがバイトと交差する、ことを特徴とするタイバッグ。

【請求項7】

前記ヘムシールは、タイバッグの開口部においてヘムを形成する、ことを特徴とする請求項6記載のタイバッグ。

【請求項8】

さらに、前記側壁の対向側において、ヘムを閉止する一対の第2ヘムシールを含む、ことを特徴とする請求項7記載のタイバッグ。

【請求項9】

開口部と、ヘムフラップを形成するヘムシールとを含むコンテナ部であって、前記ヘムフラップがタイファスナーを与えるよう幾何学的パターンで切断されている、ところのコンテナ部を備え、

前記コンテナ部は2つの対向する側壁を含み、それぞれが、タイバッグのコンテナ部及び開口部を形成するよう、連結されてその周囲を構成し、

前記側壁は一対の対向側及び前記対向側を橋渡しする底面に沿って互いに連結され、各側壁の頂部は、ヘムフラップを形成するよう、前記底面方向に折り曲げられ、かつ、ヘムシールによってそれぞれの側壁に結合され、

ヘムフラップの幾何学的パターンはバイトにより結合された一対のタイファスナーを含み、

側壁の頂部が底面方向に折り曲げられたとき、ヘムシールがバイトの上側に配置され、ユーザが廃棄物容器のリムを覆うタイバッグの開口部を引くと、ヘムシールは伸ばされたフィルムの層を二層化し、それによって、バッグのグリップ力が改善する、ことを特徴とするタイバッグ。

【請求項10】

前記ヘムシールは、タイバッグの開口部においてヘムを形成する、ことを特徴とする請求項9記載のタイバッグ。

【請求項11】

さらに、前記側壁の対向側において、ヘムを閉止する一対の第2ヘムシールを含む、ことを特徴とする請求項10記載のタイバッグ。

【請求項12】

開口部及び、一対のヘムフラップを形成する一対のヘムシールを含むコンテナ部を備え、前記ヘムフラップはバイトにより結合された少なくとも2つのタイファスナーを与えるべく幾何学的パターンで切断されており、

前記コンテナ部は第1及び第2の対向する側壁であって、それぞれが一対の対向側を有する側壁と、底面を有し、タイバッグのコンテナ部及び開口部を形成するよう連結され、

前記第1及び第2側壁の周囲は、それぞれ頂部を含み、ヘムフラップを形成するよう、それが底面方向に折り曲げられて、かつ、ヘムシールの一方または他方によりそれぞれの側壁に結合される、

ことを特徴とするタイバッグ。

【請求項13】

前記第1及び第2側壁の頂部は、前記第1及び第2側壁の間で、内側に折り曲げられ、第1側壁の頂部がヘムシールの一方により第1側壁の内側面に結合され、第2側壁の頂部はヘムシールの他方により第2側壁の内側面に結合される、
ことを特徴とする請求項12記載のタイバッグ。

【請求項14】

一対のヘムシールがタイバッグの開口部において、一対のヘムを形成する、
ことを特徴とする請求項12記載のタイバッグ。

【請求項15】

さらに、側壁の対向側において一対のヘムを閉止する一対の第2ヘムシールを含む、
ことを特徴とする請求項14記載のタイバッグ。